

瀬戸内海環境保全基本計画に基づく国の関係行政機関の施策

新規・終了の別

	H21年末	施策名	担当部局名 (省)	担当部局名 (省内部署)
		1. 水質汚濁の防止		
		(1)水質総量規制制度等の実施		
		No1 水質総量削減の取り組み	環境省	水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
		(ア)生活排水対策		
		No2 最近の下水道施策の概要	国土交通省	下水道部下水道企画課
		No3 最近の浄化槽施策の概要	環境省	廃棄物・リサイクル対策部浄化槽推進室
		No4 最近の農業集落排水施設施策の概要	農林水産省	農村振興局整備部農村整備官
		No5 最近の漁業集落排水施設施策の概要	農林水産省	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課
		No6 最近のコミュニティ・プラント施策の概要	環境省	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 浄化槽推進室
		(イ)産業排水対策		
		No7 瀬戸内海における産業界の代表的な工場の水質改善の取り組み(事例紹介)	環境省	水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
		(ウ)その他負荷源対策		
		No8 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく施策概要	農林水産省	生産局畜産部畜産企画課畜産環境・経営安定対策室
		No9 農業排水中の窒素及び燐の負荷量の軽減	農林水産省	生産局農業環境対策課
		No10 持続的養殖生産確保法に基づく施策の概要	農林水産省	水産庁増殖推進部栽培養殖課
		(エ)河川等の直接浄化を推進		
		No11 河川の直接浄化の取り組み	国土交通省	河川局河川環境課
		No12 エコポート施策の概要	国土交通省	港湾局国際・環境課
		(オ)その他施策の推進		
		No13 環境技術実証事業(小規模事業場向け有機性排水処理技術分野)	環境省	水・大気環境局総務課環境管理技術室
		(2)有害化学物質等の規制及び把握等		
		No14 ダイオキシン類対策の概要(ダイオキシン類対策特別措置法、海防法)	環境省	水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室・水環境課 地球環境局環境保全対策課
		No15 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく施策概要	環境省	環境保健部環境安全課
		(3)油等による汚染の防止		
		No16 油流出事故対策の概要	海上保安庁 国土交通省	警備救難部環境防災課 港湾局国際・環境課
		No17 大規模石油災害対応体制整備	経済産業省	資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課
終了		No18 油防除技術に関する技術開発の概要	環境省	総合環境政策局総務課環境研究技術室
		(4)その他の措置		
		No19 大阪湾再生の概要	国土交通省	近畿地方整備局
新規		No20 高度な栄養塩管理のあり方検討	環境省	水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
		2. 自然景観の保全		
		(1)自然公園等の保全		
		No21 瀬戸内海国立公園の見直しの概要	環境省	自然環境局国立公園課
		No22 景観法にもとづく施策	国土交通省	都市・地域整備局公園緑地・景観課
		(2)緑地等の保全		
		No23 森林・林業に関する施策	農林水産省	林野庁森林整備部研究・保全課
		No24 森林法に基づく保安林および林地開発許可制度の概要	農林水産省	林野庁森林整備部治山課
		No25 瀬戸内海における港湾緑地の整備事例	国土交通省	港湾局国際・環境課
		No26 瀬戸内海における都市公園の整備事例	国土交通省	都市・地域整備局公園緑地・景観課
		No27 都市計画法に基づく風致地区制度の概要	国土交通省	都市・地域整備局都市計画課

	No28	都市緑地法に基づく特別緑地保全地区施策	国土交通省	都市・地域整備局公園緑地課緑地・景観課
	(3)史跡、名勝、天然記念物等の保全			
	No29	伝統的建造物群保存地区制度の概要	文化庁	参事官(建造物担当)
	No30	重要文化的景観の概要	文化庁	文化財部記念物課
	(4)散乱ごみ、油等の除去			
	No31	漁場漂流物対策の推進	農林水産省	水産庁増殖推進部漁場資源課
	No32	瀬戸内海海ごみ対策検討会	環境省	中国四国地方環境事務所
	No33	市民との協働による河川環境管理	国土交通省	河川局河川環境課
新規	No34	海岸漂着物対策書利推進法	環境省	水・大気環境局水環境課海岸漂着物対策室
新規	No35	地域グリーンニューディール基金(海岸漂着物地域対策推進事業)	環境省	地球環境局環境保全対策室
	(5)その他の措置			
	No36	生態系や自然景観等に配慮した海岸づくり	農林水産省 国土交通省	農村振興局整備部防災課、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、港湾局海岸・防災課、河川局海岸室
	No37	伝統的建造物群保存地区制度の概要	文化庁	参事官(建造物担当)
	No38	海岸景観形成ガイドラインの概要	農林水産省 国土交通省	農村振興局整備部防災課、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、港湾局海岸・防災課、河川局海岸室
	3. 浅海域の保全等			
	(1)藻場及び干潟等の保全等			
	No39	瀬戸内海の干潟・藻場の概要について	環境省	水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
	No40	第6・7回自然環境保全基礎調査(生態系多様性調査(浅海域生態系調査)の概要)	環境省	自然環境局自然環境計画課・生物多様性センター
	No41	港湾における干潟・藻場等の再生事業の概要	国土交通省	港湾局国際・環境課
	No42	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区制度について	環境省	自然環境局野生生物課
	No43	保護水面制度の概要	農林水産省	水産庁増殖推進部栽培養殖課
	No44	水産基盤整備事業による豊かな海の森づくりの取り組み	農林水産省	水産庁漁港漁場整備部計画課
	No45	瀬戸内海環境修復計画の概要	農林水産省 国土交通省	水産庁漁港漁場整備部計画課 港湾局環境整備計画室
	No46	大阪湾再生の概要	国土交通省	近畿地方整備局
	No47	重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)	環境省	環境省自然環境局生物多様性センター
	(2)自然海浜の保全等			
	No48	効率的な侵食対策による砂浜の保全、創出	農林水産省 国土交通省	農村振興局整備部防災課、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、港湾局海岸・防災課、河川局海岸室
	No49	自然海浜保全地区制度の概要	環境省	水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
	4. 海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮			
	No50	瀬戸内海における海砂利採の状況	環境省	水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
終了	No51	瀬戸内海海砂利採取環境影響評価調査の概要について	環境省	水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
	No52	代替骨材の研究開発の取り組みについて	独立行政法人 土木研究所	材料地盤研究グループ基礎材料チーム
	5. 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮			
	No53	瀬戸内海の埋立の状況	環境省	水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
	No54	埋立に当たっての環境保全	環境省	総合環境政策局環境影響評価課環境影響審査室
	6. 廃棄物の処理施設の整理及び処分地の確保			
	7. 健全な水循環機能の維持・回復			
	No55	多自然川づくり	国土交通省	河川局河川環境課、治水課
	No56	地下水の涵養に関する取り組み施策紹介	環境省	水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室
	No57	水循環機能の維持・回復を図るための取り組み(施策紹介)	環境省	水・大気環境局水環境課
	No58	森林・林業に関する施策	農林水産省	林野庁森林整備部研究・保全課
	No59	農業排水中の窒素及び磷の負荷量の軽減	農林水産省	生産局農業環境対策課

	No60	下水処理水の再利用に関する取り組み	国土交通省	下水道部流域管理官
新規	No61	水循環機能の維持・回復を図るための取り組み	環境省	近畿地方環境事務所
8. 失われた良好な環境の回復				
	No62	瀬戸内海環境修復計画の概要	農林水産省 国土交通省	水産庁漁港漁場整備部計画課 港湾局国際・環境課
	No63	榎野川干潟地区自然再生事業(補助事業)	環境省	自然環境局自然環境計画課
新規	No64	里海創生支援事業	環境省	水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
9. 島しょ部の環境保全				
10. 下水道等の整備の促進				
	No65	最近の下水道施策の概要	国土交通省	下水道部下水道企画課
	No66	最近の浄化槽施策の概要	環境省	廃棄物・リサイクル対策部浄化槽推進室
	No67	最近の農業集落排水施設施策の概要	農林水産省	農村振興局整備部農村整備官
	No68	最近の漁業集落排水施設施策の概要	農林水産省	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課
	No69	最近のコミュニティ・プラント施策の概要	環境省	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 浄化槽推進室
11. 海底及び河床の汚泥の除去等				
	No70	河床の汚泥の除去	国土交通省	河川局河川環境課
12. 水質等の監視測定				
	No71	瀬戸内海における水質モニタリングの概要(常時監視、広域総合水質調査)	環境省	水・大気環境局水環境課、閉鎖性海域対策室
	No72	「大阪湾再生」水質一斉調査の概要	国土交通省	近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所
13. 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等				
	No73	せとうちネットの概要	環境省	水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
終了	No74	環境技術開発等推進費制度の概要	環境省	総合環境政策局総務課環境研究技術室
	No75	海岸景観形成ガイドラインの概要	農林水産省 国土交通省	農村振興局整備部防災課、水産庁漁港漁場整備部 防災漁村課 港湾局海岸・防災課、河川局海岸室
	No76	「大阪湾再生」水質一斉調査の概要	国土交通省	近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所
終了	No77	瀬戸内海における新たな環境保全・再生の在り方に関する調査の概要	環境省	水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
終了	No78	閉鎖性海域における最適環境修復技術のパッケージ化事業の概要	環境省	水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
	No79	第6・7回自然環境保全基礎調査(生態系多様性調査(浅海域生態系調査)の概要)	環境省	自然環境局自然環境計画課・生物多様性センター
	No80	化学物質環境実態調査の概要	環境省	総合環境政策局環境保健部環境安全課
	No81	干潟及び藻場の造成・再生に関する技術開発の支援制度の概要	農林水産省	水産庁漁港漁場整備部整備課
終了	No82	瀬戸内海沿岸域総合的管理支援データベースの活用	国土交通省	国土計画局海洋計画室
	No83	瀬戸内海における超長期的生態系・景観モニタリング手法の研究	環境省	中国四国地方環境事業所
14. 環境保全思想の普及及び住民参加の推進				
	No84	瀬戸内海環境保全普及活動推進事業の概要	環境省	水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
15. 環境教育、環境学習の推進				
	No85	パークボランティア活動の推進	環境省	自然環境局総務課自然ふれあい推進室、中国四国地方環境事務所
	No86	みなとオアシスの推進	国土交通省	港湾局開発課
	No87	瀬戸内海における環境学習の取り組み事例	環境省	近畿地方環境事務所
	No88	環境教育等に利用しやすいみなとづくり	国土交通省	港湾局国際・環境課
	No89	環境教育等に利用しやすい海岸づくり	農林水産省 国土交通省	農村振興局整備部防災課、水産庁漁港漁場整備部 防災漁村課 港湾局海岸・防災課、河川局海岸室
	No90	瀬戸内海環境保全普及活動推進事業の概要	環境省	水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
	No91	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の概要	環境省	総合環境政策局環境教育推進室
	No92	環境学習の取り組み事例	国土交通省	港湾局環境整備計画室
	No93	一般市民への海洋環境保全思想の普及を目的とした漂着ゴミ分類調査の概要	海上保安庁	警備救難部環境防災課

16. 情報提供、広報の充実

	No94	せとうちネットの概要	環境省	水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
終了	No95	瀬戸内海沿岸域総合的管理支援データベースの活用	国土交通省	国土計画局海洋計画室

17. 広域的な連携の強化等

	No96	健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議の概要	環境省	水・大気環境局水環境課
終了	No97	瀬戸内海における沿岸域圏総合的管理システムの構築	国土交通省	国土計画局海洋計画室
	No98	大阪湾再生の概要	国土交通省	近畿地方整備局
	No99	広島湾再生推進会議による取組	海上保安庁 国土交通省	第六管区海上保安本部 中国地方整備局

18. 海外の閉鎖性海域との連携

	No100	世界閉鎖性海域環境保全会議(EMECS会議)の概要	環境省	水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
	No101	世界の閉鎖性海域のデータベースの概要	環境省	水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

19. 国の援助措置

No	1	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 1 - 1 -	再掲箇所番号	- - -

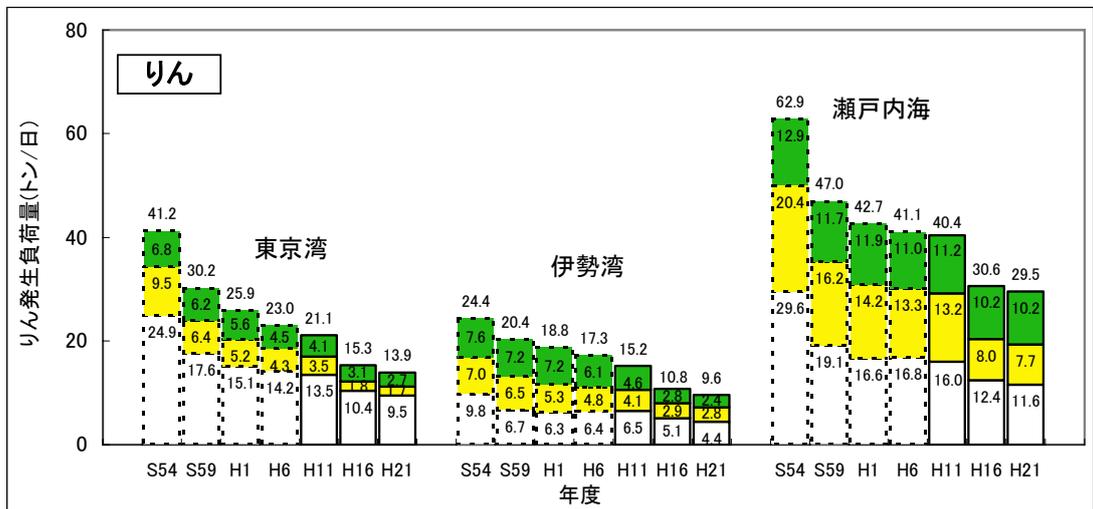
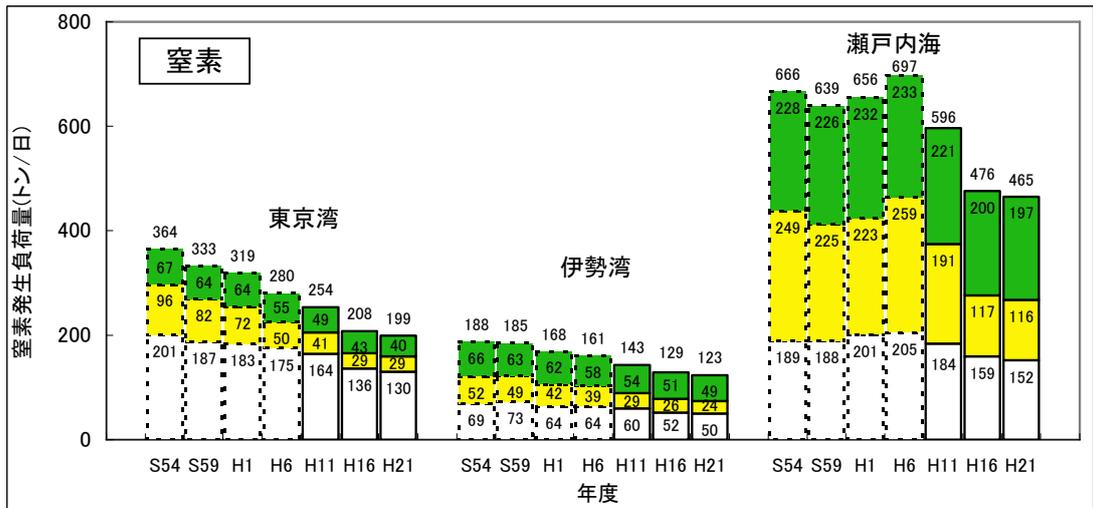
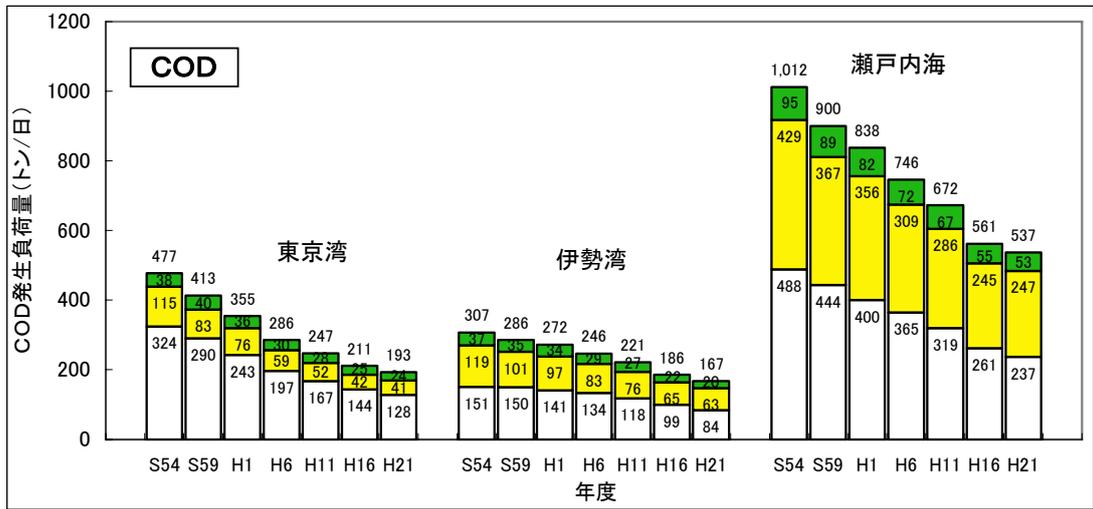
施策名	水質総量削減の取り組み
-----	-------------

担当部局	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
------	------------------------

<p>施策の概要</p>	<p>1)水質総量削減制度は、人口、産業が集中する広域的な閉鎖性海域の水質汚濁を防止するための制度であり、昭和53年に「水質汚濁防止法」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」の改正により導入された。</p> <p>2)水質総量削減の対象となる指定水域は東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海、指定地域(指定水域の水質の汚濁に係りのある地域)は20都府県の集水域、指定項目は化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量及びりん含有量となっている。</p> <p>3)水質総量削減制度においては、環境大臣が、指定水域ごとに目標年度、発生源別及び都府県別の削減目標量に関する総量削減基本方針を定め、これに基づき、関係都府県知事が、削減目標量を達成するための総量削減計画を定めることとされている。削減目標量を達成するための具体的な方途としては、下水道の整備等の生活系排水対策、指定地域内事業場(日平均排水量が50m³以上の特定事業場)の排水に対する総量規制基準の適用、小規模事業場・農業・畜産農業等に対する削減指導等がある。</p> <p>4)なお、削減目標量は、人口及び産業の動向、排水処理技術の水準、下水道の整備の見通し等を勘案し、実施可能な限度において定めるものとされている。</p> <p>5)平成17年5月の第6次水質総量削減の在り方についての答申に基づき、平成18年11月に平成21年度を目標年度とする総量削減基本方針(第6次)を策定した。</p> <p>6)総量削減基本方針を受け、関係都府県が策定した第6次総量削減計画は平成19年5月に環境大臣によって同意された。</p> <p>7)関係都府県において、当該計画に基づき削減目標量の達成に向け、各種取組が推進されている。なお、第6次総量規制基準は、新設・増設施設に対しては、平成19年9月より適用され、平成21年4月から全施設に適用されている。</p> <p>8)平成21年2月に中央環境審議会に対して第7次水質総量削減の在り方について諮問がなされ、総量削減専門委員会において検討が進められている。</p>
--------------	--

<p>瀬戸内海関係地域での実施事例</p>	<p>(1)COD負荷量 水質総量削減が開始された昭和54年度におけるCOD負荷量は、瀬戸内海において1,012t/日であったが、汚濁負荷の削減対策の推進により、第5次総量削減基本方針の目標年度である平成16年度までに561t/日まで削減され目標を達成した。第6次総量削減基本方針の目標年度である平成21年度までに、537t/日まで削減されることとなっている。昭和54年度から平成21年度までの削減率は、47%となっている。</p> <p>(2)窒素・りん負荷量 平成11年度における窒素負荷量は、瀬戸内海において596t/日であったが、汚濁負荷の削減対策の推進により、第5次総量削減基本方針の目標年度である平成16年度までに、476t/日まで削減され目標を達成した。第6次総量削減基本方針の目標年度である平成21年度までに、465t/日まで削減されることとなっている。昭和54年度から平成21年度までの削減率は22%となっている。同様に平成11年度におけるりん負荷量は、瀬戸内海において40.4t/日であったが、平成16年度までに、30.6t/日まで削減され目標を達成した。第6次総量削減基本方針の目標年度である平成21年度までに、29.5t/日まで削減されることとなっている。平成11年度から平成21年度までのりん負荷量の削減率は、27%となっている。</p> <p>なお、関係都府県においては、水質総量削減の指定項目に窒素及びりんが追加される以前から、窒素及びりに係る汚濁負荷量が推計されている。この結果によれば、昭和54年度における窒素負荷量は、瀬戸内海において666t/日であり、りん負荷量は62.9t/日であった。参考として、昭和54年度における窒素及びりに係る汚濁負荷量と平成21年度の削減目標量とを比較すると、窒素及びりのそれぞれについて、30%及び53%が削減されることとなる。</p>
-----------------------	--

別添 図参照												
項目1	CODの削減目標負荷量の推移								単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域
年度	S54	S59	H1	H6	H11	H16	H21					
	1012	900	838	746	672	630	537			○		
項目2	窒素の削減目標負荷量の推移								単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域
年度	S54	S59	H1	H6	H11	H16	H21					
	(666)	(639)	(656)	(697)	596	564	465			○		
項目3	磷の削減目標負荷量の推移								単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域
年度	S54	S59	H1	H6	H11	H16	H21					
	(62.9)	(47.0)	(42.7)	(41.1)	40.4	38.1	29.5			○		



□生活系 ■産業系 ■其他系

(注1) 点線の棒グラフは、関係都府県のデータの集計
(注2) 平成21年度の値は削減目標量とした

出展) 発生負荷量管理等調査(環境省)及び関係都府県による推計結果

図 指定地域における汚濁負荷量の推移及び削減目標量

No	3					再掲No	66						
該当箇所番号	3	-	1	-	1	-	ア	再掲箇所番号	3	-	10	-	-

施策名	最近の浄化槽施策の概要											
-----	-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

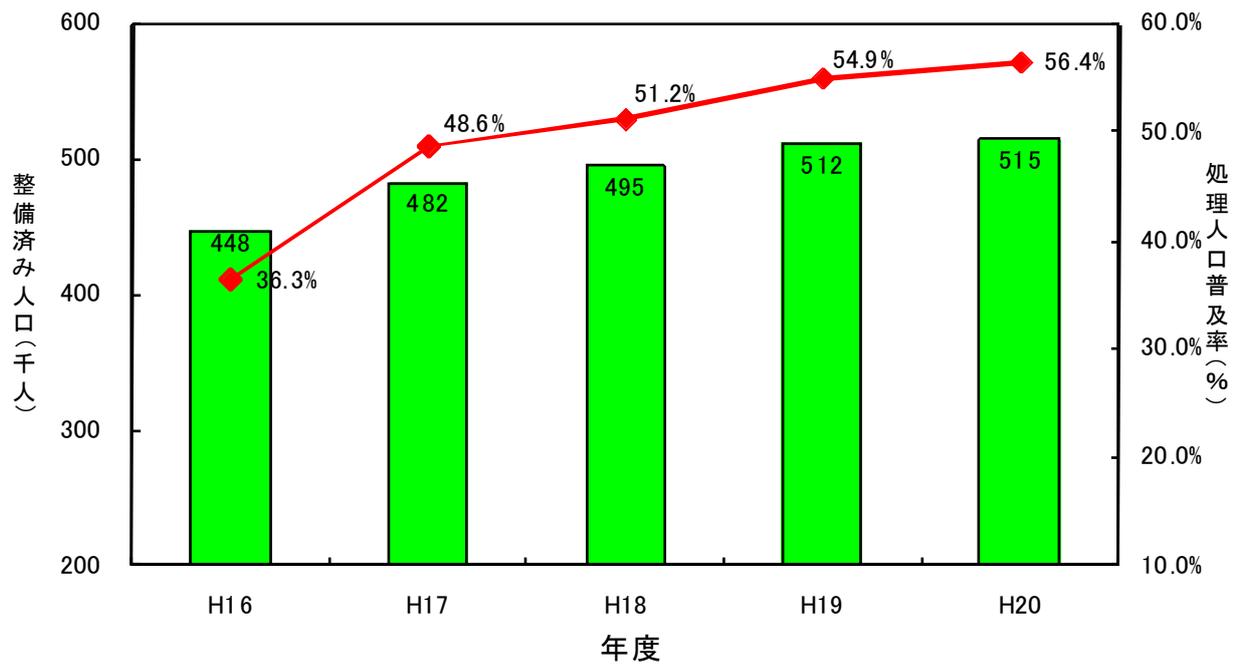
担当部局	環境省廃棄物・リサイクル対策部浄化槽推進室											
------	-----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

施策の概要	<p>■支援措置の充実・強化のための助成制度の見直し等</p> <p>① 平成20年度から窒素又は磷対策等を特に実施する必要がある地域において、高度処理型浄化槽のみで整備する旨を条例などで制定した場合、通常型浄化槽より増額する分の費用を全額公費負担とすることにより、高度処理型浄化槽の普及促進を図りました。</p> <p>② 平成20年度から浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)における事業年度内整備戸数を、7年以上継続又は100戸以上整備し、かつ、浄化槽市町村整備推進事業区域内の浄化槽処理人口普及率が70%以上の場合は、年度内整備戸数</p>											
-------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>■地域生活排水対策推進浄化槽整備モデル事業を実施する瀬戸法関係府県</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災拠点浄化槽整備事業 徳島県(三好市、勝浦市)、大分県(竹田市) ○高度処理型浄化槽集中整備事業 大阪府(富田林市、河内長野市)、和歌山県(日高町)、福岡県(みやま市) ○省エネルギー型浄化槽集中整備事業 広島県(安芸高田市)、徳島県(三好市)、愛媛県(八幡浜市)、福岡県(うきは市)、大分県(竹田市) ○大規模浄化槽整備事業 大阪府(和泉市)、岡山県(新見市)、徳島県(徳島市、阿南市、美波町、上板町)、愛媛県(松山市) 福岡県(岡垣町、大木町、小竹町) <p>■浄化槽整備区域促進特別モデル事業を実施する瀬戸法関係府県</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災拠点浄化槽集中整備事業 徳島県(上板町) ○低炭素社会対応型浄化槽集中整備事業 福岡県(みやま市、大木町、みやこ町)、徳島県(三好市)、香川県(善通寺市、丸亀市、高松市) 愛媛県(松山市、西予市)、大分県(竹田市) ○単独処理浄化槽集中転換事業 徳島県(徳島市、上板町) 											
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

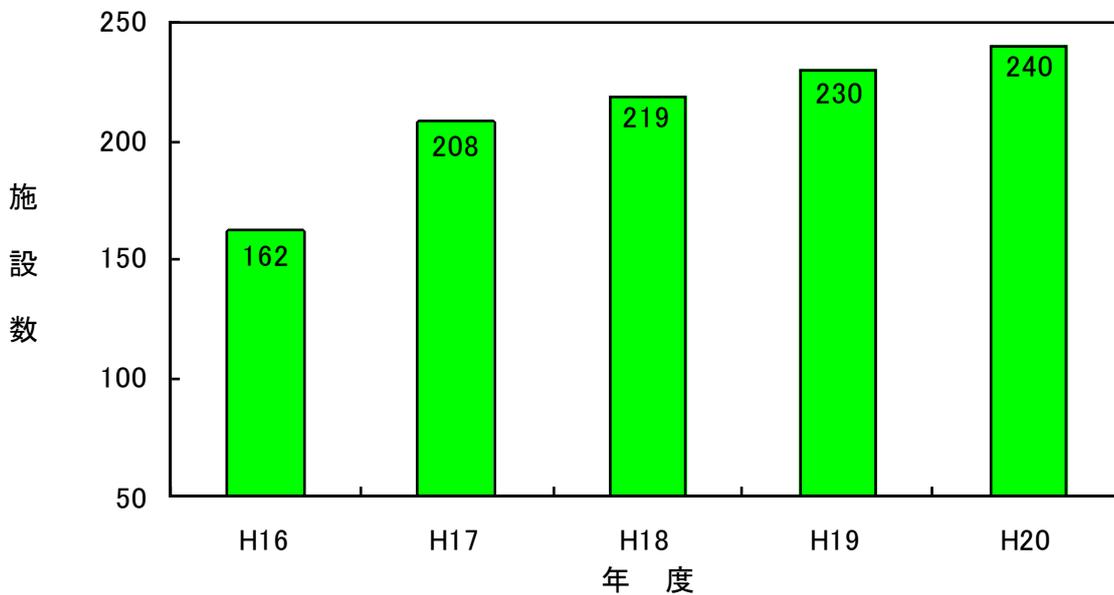
進捗状況を示すデータ													
項目1	浄化槽の普及人口									単位	万人	対象地域	瀬戸法関係府県
年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20				
	263	275	283	296	308	312	311	312	313				
項目2	浄化槽の普及率									単位	%	対象地域	瀬戸法関係府県
年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20				
	7.5	7.8	8.0	8.4	8.8	8.9	8.9	8.9	8.9				
項目3										単位		対象地域	
年度													

農業集落排水整備済み人口及び処理人口普及率の推移



出典: 普及率算定における整備対象人口は、各年度の都道府県構想による。

農業集落排水施設に係る高度処理対応施設数



(注) 高度処理対応施設とは、窒素、リン除去対応型の施設をいう。

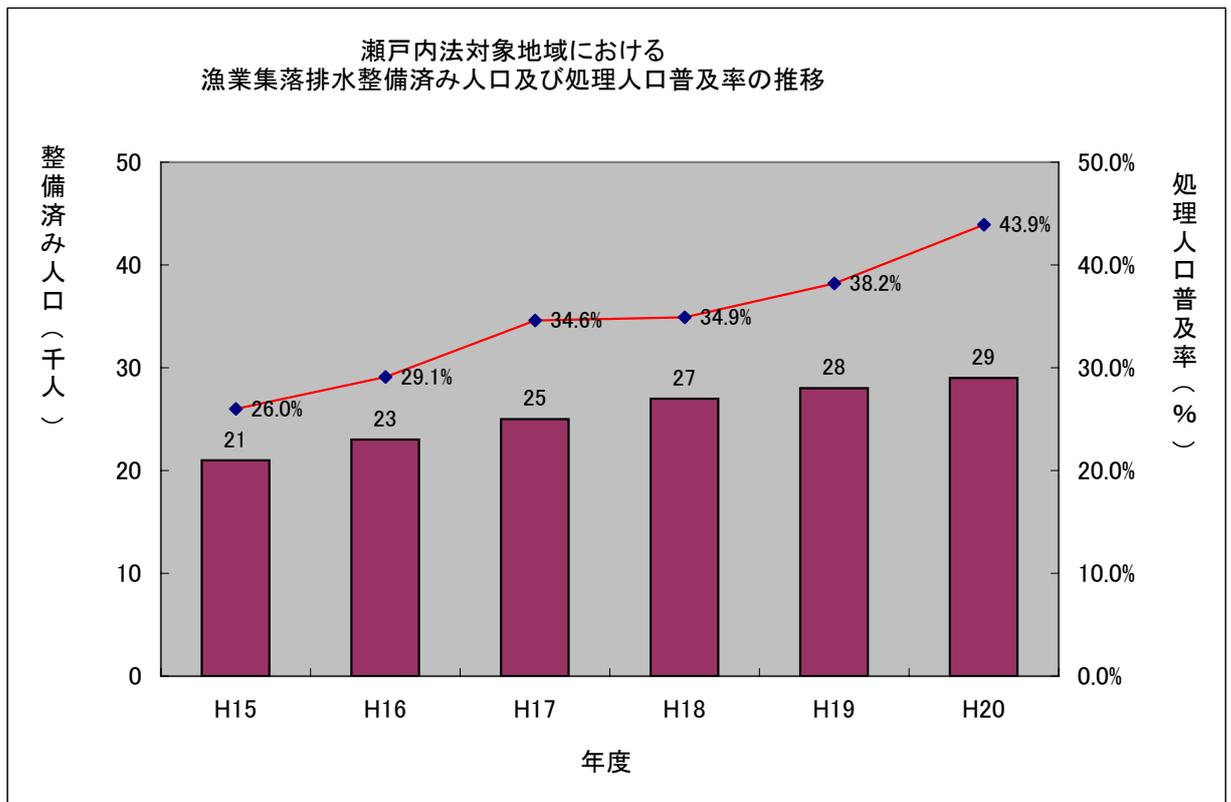
No	5					再掲No	68						
該当箇所番号	3	-	1	-	1	-	ア	再掲箇所番号	3	-	10	-	-

施策名 最近の漁業集落排水施設施策の概要

担当部局 農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課

施策の概要
 ・漁業集落排水事業は、漁業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設の整備又は改築を行い、漁港・漁場の水質保全又は漁村の生活環境の改善を図ることを目的としている。
 ・漁業集落排水施設の整備にあたっては、市町村の意向を十分に反映した上で漁業集落排水、農業集落排水、下水道、浄化槽の各汚水処理施設の整備に関する「都道府県構想」を策定し、地域の実情に応じた効率的な整備の推進に努めることとしている。

瀬戸内海関係地域での実施事例
 ・漁業集落排水施設の整備状況
 瀬戸内海関係府県(瀬戸内海特別措置法対象地域のみ)における漁業集落排水施設の整備率及び整備済人口は、平成20年度末時点において43.9%、29千人となっており、平成16年度から20年度までの5年間で、それぞれ15%、6千人増加している。



進捗状況を示すデータ												
項目1	漁業集落排水処理人口普及率の推移							単位	%	対象地域	瀬戸法対象地域	
年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20					対象県すべて	
	26	29.1	34.6	34.9	38.2	43.9						
項目2								単位	件	対象地域	瀬戸法対象地域	
年度												
項目3								単位		対象地域		
年度												

No	7					再掲No	なし				
該当箇所番号	3	-	1	-	1	-	イ	再掲箇所番号	-	-	-

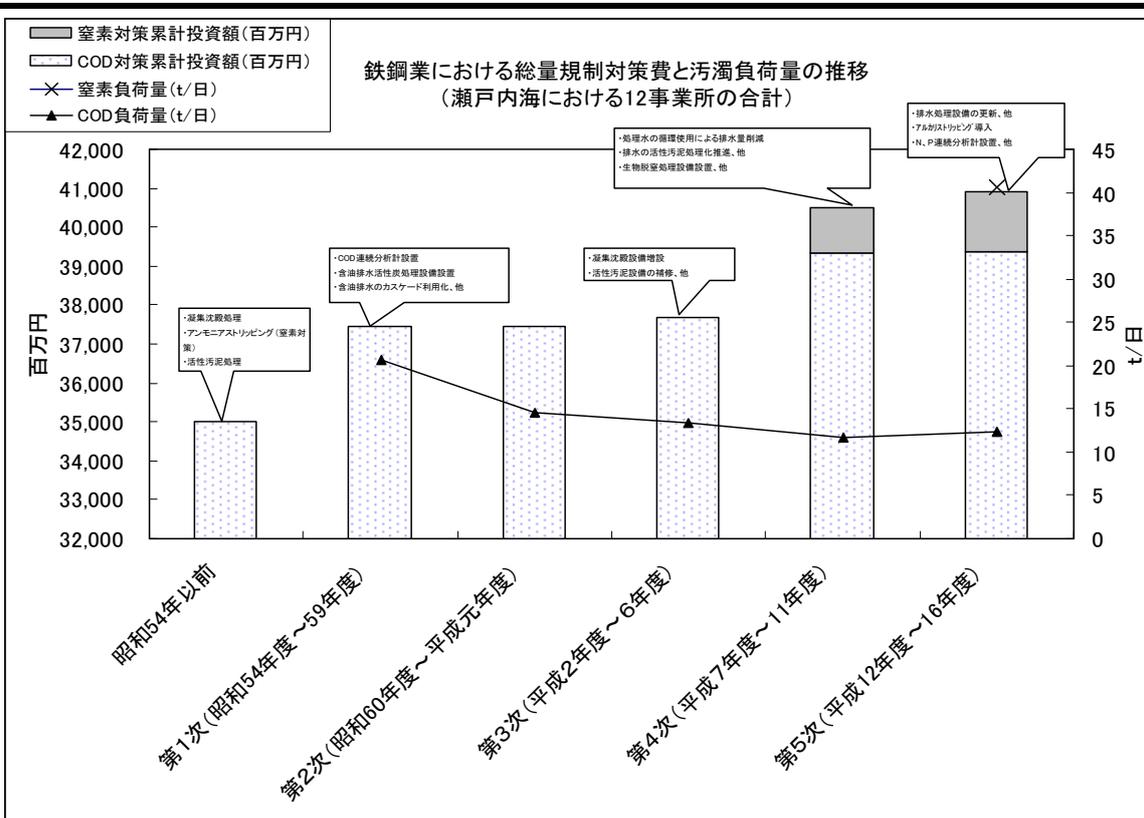
施策名	瀬戸内海における産業界の代表的な工場の水質改善の取り組み(事例紹介)										
-----	------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

担当部局	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室										
------	------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

施策の概要	【水質総量削減の遵守に向けた事業者の取り組み】										
	○その後昭和53年に成立した瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、昭和54年よりCODを対象項目として5次にわたり水質総量削減が実施されている。第5次水質総量削減からは対象項目として窒素・りんが追加となっている。										
	○1日あたりの平均的な排水量50m3以上の特定事業場(以下、指定地域内事業場)に対しては、都道府県知事が定める総量規制基準により業種ごとに汚濁負荷量の値を許容限度として示しており、指定地域内事業場を設置するものは総量規制基準の遵守義務がある。										
	○これに対応するため、事業者は排水処理施設等の設備投資や水の循環再使用に取り組み、負荷量削減に努めている。										

瀬戸内海関係地域での実施事例	○総量削減適用以前から、瀬戸内海においては昭和48年に成立した瀬戸内海環境保全臨時措置法に基づき、産業排水に係るCODで表示した汚濁負荷量を3年間で昭和47年当時の1/2カットが実施されてきた。										
	○また、瀬戸内海環境保全特別措置法の指定物質削減指導方針による、りん及びその化合物の削減が昭和55年度から、また窒素及びその化合物については平成8年度から実施されたことから、瀬戸内海においては、他の総量削減指定地域に先立って、事業者により産業排水の負荷削減の取り組みが実施されてきた。										

進捗状況を示すデータ												裏面参照			
項目1											単位		対象地域		
年度															
項目2											単位		対象地域		
年度															
項目3											単位		対象地域		
年度															



瀬戸内海における製紙業種の対策事例

年度	瀬戸内海 (C工場)	
	内容	COD実績 (t/日)
1979年度	総量規制導入	31.5
1980年度		
1981年度		
1983年度	クラフトパルプ工程排水発生源対策工事	
1984年度	第1次総量規制基準の適用	30.2
1985年度		
1986年度		
1987年度		
1988年度	クラフトパルプ 酸素漂白設備設置	
1989年度	第2次総量規制基準の適用	27.8
1990年度	酸素法活性汚泥設備増強 クラフトパルプ 酸素漂白設備設置 焼却炉更新	
1992年度	特殊排水処理設備設置 焼却炉設置	
1993年度		
1994年度	クラフトパルプ製造設備更新 凝集沈殿処理設備設置 第3次総量規制基準の適用	22.0
1995年度		
1996年度	酸素法活性汚泥設備設置	
1997年度		
1999年度	第4次総量規制基準の適用	15.8
2000年度		
2002年度	焼却炉設置	
2003年度		
2004年度	クラフトパルプ ECF化工事開始 第5次総量規制基準の適用	14.8
COD削減量		16.7t/日 (対'79年度 53%減)
水質改善設備投資額		330億円

瀬戸内海における化学業種の対策事例

年度	内容	COD実績 (t/日)	N実績 (t/日)	P実績 (t/日)
1979年度		0.6		
1980年度		0.5		
1981年度		0.6		
1982年度		0.5		
1983年度	公害防止協定(COD協定値変更)	0.4		
1984年度	第1次総量規制基準の適用	0.4		
1985年度		0.4		
1986年度	分離装置(工場)	(0.4)		
1987年度		(0.4)		
1988年度		(0.5)		
1989年度	第2次総量規制基準の適用			
	分離装置(工場) オイルストリッパー(工場) 排水ストリッパー(工場)	(0.5)		
1990年度		0.485		
1991年度		0.452		
1992年度		0.392		
1993年度		0.373		
1994年度	第3次総量規制基準の適用	0.318		
1995年度		0.337		
1996年度		0.427		
1997年度		0.457		
1998年度	COD除去塔(工場)	0.353		
1999年度	第4次総量規制基準の適用	0.255		
2000年度		0.282		
2001年度		0.32		
2002年度		0.301		0.034
2003年度	オイルストリッパー(工場) 分離装置(工場)	0.293	1.22	0.02
2004年度	第5次総量規制基準の適用 アンモニア回収装置増強	(0.320)	(0.904)	(0.01)

COD削減量 0.4(推定) N削減量 0.314 P削減量 0.02
 削減率 (40%:対'75) (26%:対'03) (34%:対'03)

※ 1970 ~ 2003年度 水質改善設備投資額 約 22億円(内、18億:1970~1976)

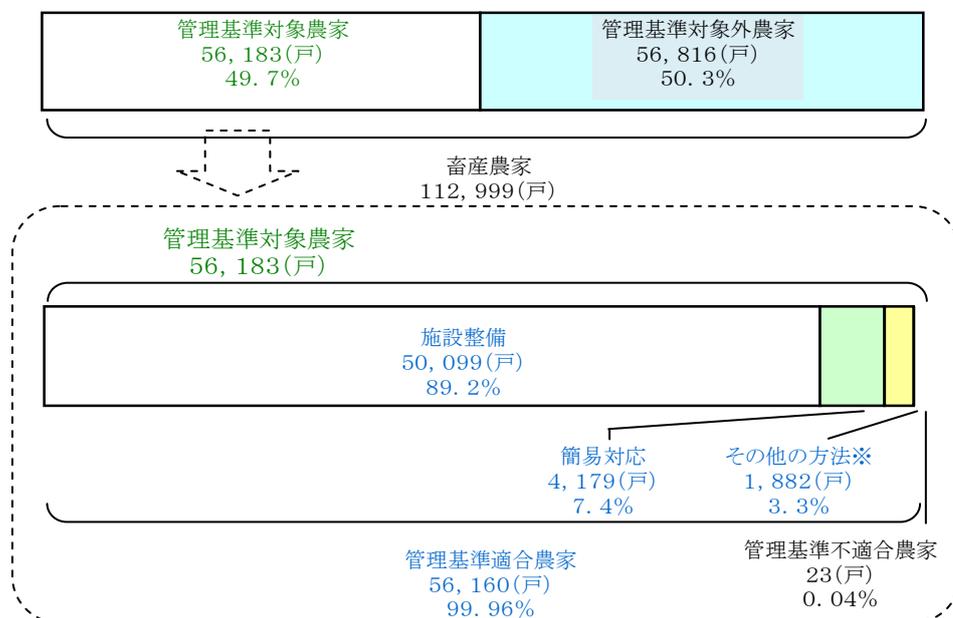
第6回総量規制専門委員会資料より作成

○家畜排せつ物の処理の現状



注: 畜産企画課推計

○家畜排せつ物法への対応状況(平成21年12月1日時点)



※「その他の方法」には、畜舎からほ場への直接散布、周年放牧、廃棄物処理としての委託処分、下水道利用等が含まれる。

No	9					再掲No	59						
該当箇所番号	3	-	1	-	1	-	ウ	再掲箇所番号	3	-	7	-	-

施策名	農業排水中の窒素及び磷の負荷量の軽減												
-----	--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

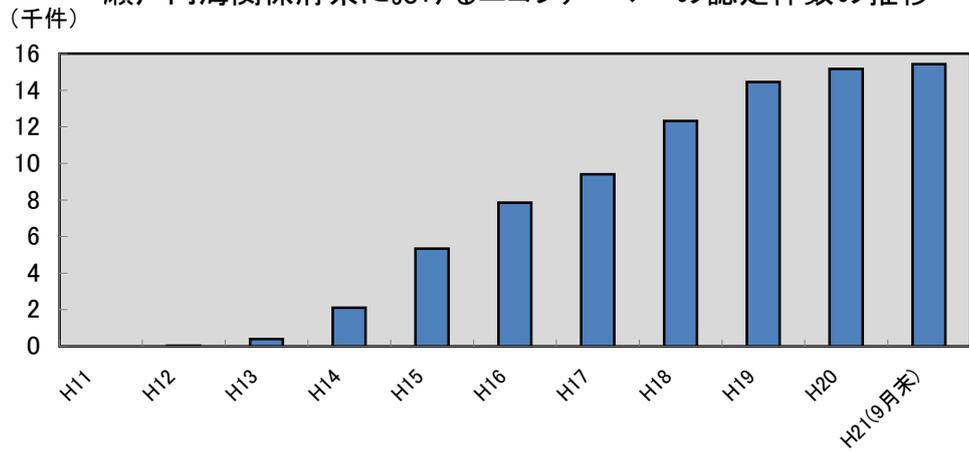
担当部局	農林水産省生産局農業環境対策課												
------	-----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

施策の概要	<p>持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律について (平成11年法律第110号、平成11年10月25日施行)</p> <p>1 趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地の生産力の維持増進に不可欠な土づくりは年々減退している。 一方、化学肥料や化学農薬の過剰な使用の是正、有機農産物等に対する消費者ニーズは、急速に高まっている。 こうした緊急の課題に 대응するため、全国的に、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入を促進する措置を講じ、環境と調和のとれた持続的な農業生産の確保を図る。 <p>2 概要</p> <p>(1) 持続性の高い農業生産方式の導入指針</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県が、持続性の高い農業生産方式の導入指針を策定 導入すべき持続性の高い農業生産方式を地域の特性に即して明確化 <p>(2) 持続性の高い農業生産方式の導入計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業者が、都道府県の作成した導入指針に基づき、 <p>① 土づくり技術(たい肥等の有機質資材の施用)</p> <p>② 化学肥料の使用低減技術(局所施肥、有機質肥料の施用等)</p> <p>③ 化学合成農薬の使用低減技術(機械除草、生物農薬の利用、マルチ栽培等)</p> <p>の3技術すべてに取り組むことを内容とする持続性の高い農業生産方式の導入計画を作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事が導入計画を認定(認定を受けた農業者:エコファーマー) <p>(3) 持続性の高い農業生産方式を導入する農業者に対する支援措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 導入計画の認定を受けた農業者に対する農業改良資金の貸付けに関する特例(償還期間の延長(10年(うち据置期間3年)→12年(同3年))) 導入計画の達成のための都道府県からの指導・助言 												
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

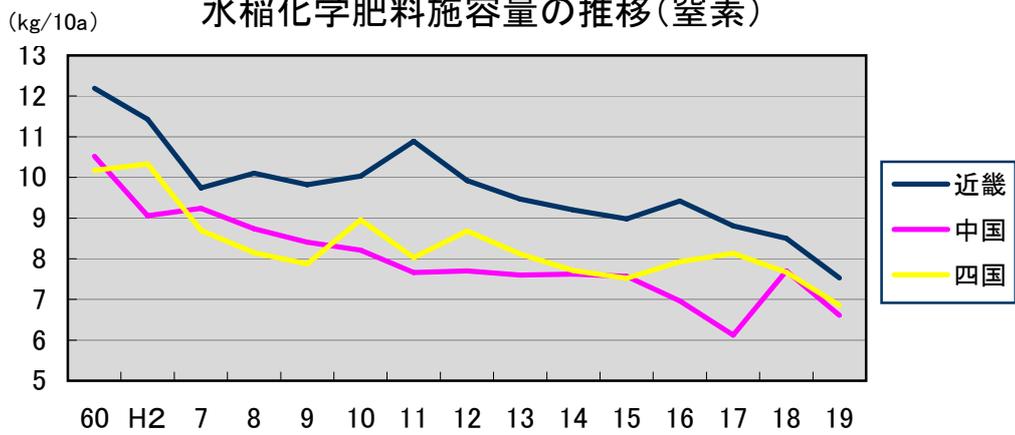
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>・持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づくエコファーマーの認定件数 農業者が、都道府県の作成した導入指針に基づき、</p> <p>① 土づくり技術(たい肥等の有機質資材の施用)</p> <p>② 化学肥料の使用低減技術(局所施肥、有機質肥料の施用等)</p> <p>③ 化学合成農薬の使用低減技術(機械除草、生物農薬の利用、マルチ栽培等)</p> <p>の3技術すべてに取り組むことを内容とする持続性の高い農業生産方式の導入計画を作成し、都道府県知事が導入計画を認定する。(認定を受けた農業者:エコファーマー)</p> <p>平成21年9月末:15,431件(瀬戸法対象地域件数)</p> <p>・適正な施肥等による化学肥料の使用低減の取組 水稻単位面積当たりの化学肥料の使用量(近畿、中国、四国ブロック)</p> <p>窒素(近畿) S60:12.19 → H19:7.53 (中国) S60:10.52 → H19:6.61 (四国) S60:10.17 → H19:6.85</p> <p>りん酸(近畿) S60:14.09 → H19:9.69 (中国) S60:10.76 → H19:8.99 (四国) S60:10.26 → H19:6.88</p>												
----------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

8																
項目1		エコファーマーの認定件数									単位	件	対象地域	瀬戸法対象地域		
年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21(9月末)	瀬戸内海法にいう関係府県				
	0	34	410	2,116	5,332	7,849	9,409	12,322	14,454	15,170	15,431					
項目2		水稻単位面積当たりの化学肥料の使用量(窒素)									単位	kg/10a	対象地域	近畿、中国、四国ブロック		
年産	S60	H2	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	
	近畿	12.19	11.43	9.74	10.10	9.82	10.03	10.89	9.92	9.47	9.20	8.98	9.42	8.81	8.50	7.53
	中国	10.52	9.06	9.24	8.70	8.41	8.21	7.66	7.70	7.60	7.62	7.57	6.96	6.12	7.70	6.61
	四国	10.17	10.33	8.70	8.15	7.87	8.96	8.03	8.68	8.12	7.71	7.52	7.93	8.13	7.67	6.85
項目3		水稻単位面積当たりの化学肥料の使用量(りん酸)									単位	kg/10a	対象地域	近畿、中国、四国ブロック		
年産	S60	H2	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	
	近畿	14.09	12.70	10.77	11.54	11.87	11.67	12.27	10.77	10.87	10.86	10.41	10.34	9.40	9.10	9.69
	中国	10.76	10.12	12.32	12.28	11.67	10.91	10.03	10.65	9.84	10.25	10.01	9.62	8.36	9.94	8.99
	四国	10.26	10.08	7.75	7.87	6.71	7.77	7.47	8.05	7.57	7.00	6.79	7.76	7.48	6.99	6.88

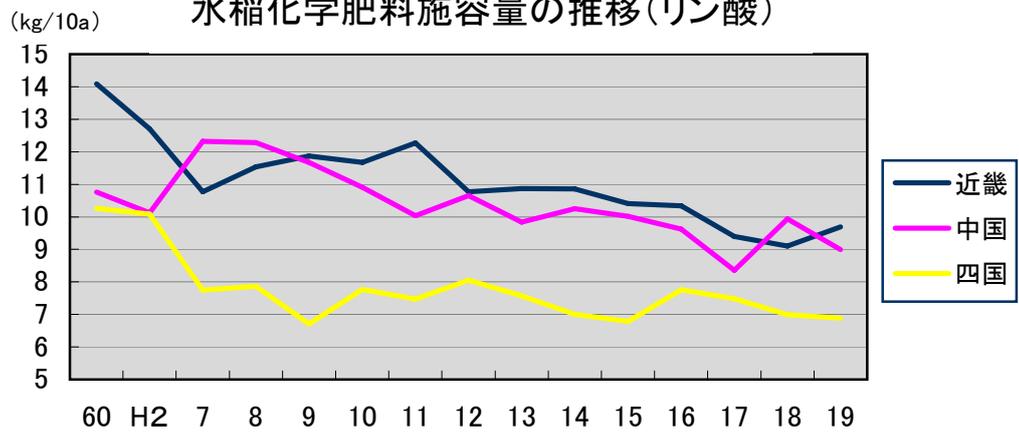
瀬戸内海関係府県におけるエコファーマーの認定件数の推移



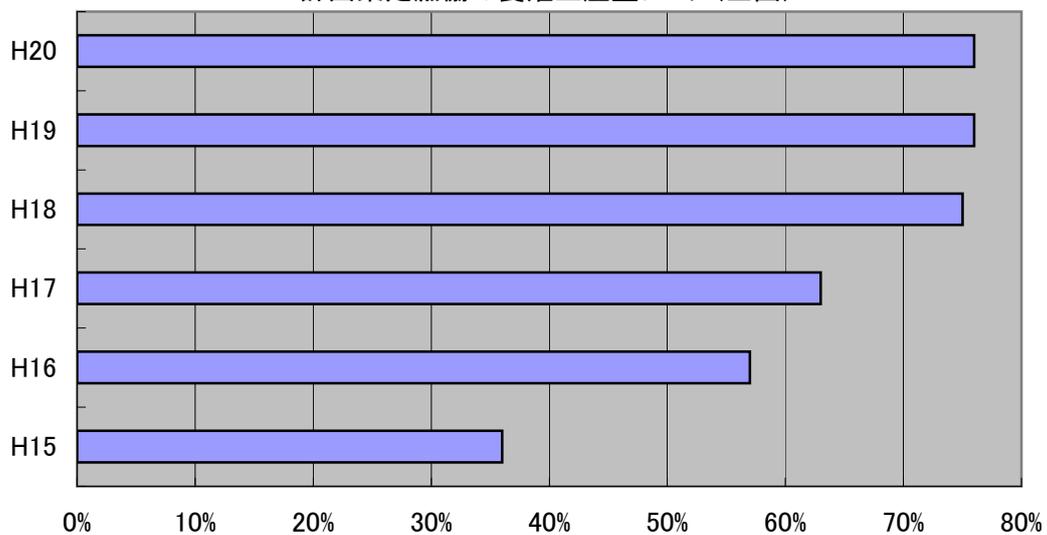
水稲化学肥料施容量の推移(窒素)



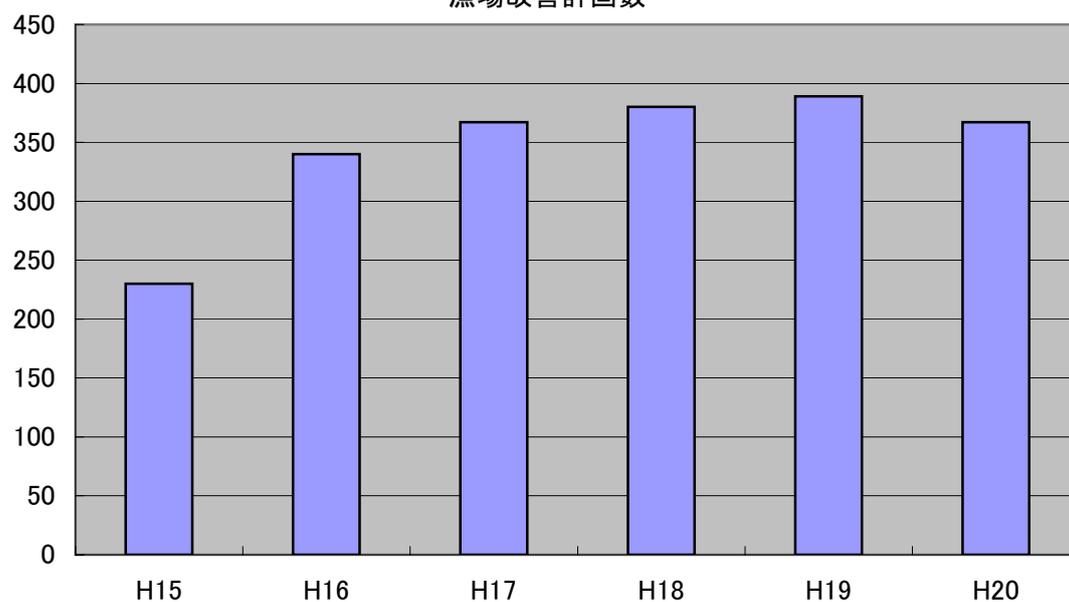
水稲化学肥料施容量の推移(リン酸)



計画策定漁協の養殖生産量シェア(全国)



漁場改善計画数



No	11	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 1 - 1 - 工	再掲箇所番号	- - -

施策名	河川の直接浄化の取り組み
-----	--------------

担当部局	国土交通省河川局河川環境課
------	---------------

礫や植生などを用いて、河川が本来持つ自浄作用を活用した水質浄化を実施している。

施策の概要

瀬戸内海の流入河川での実施事例としては、岡山県の旭川水系百間川で礫と植生を組み合わせた浄化施設を設置して直接浄化を実施している事例、愛媛県の重信川水系石手川で礫を用いた浄化施設を設置して直接浄化を実施している事例などがある。

BODの浄化率については、岡山県の旭川水系百間川の事例で概ね80%程度、愛媛県の重信川水系石手川の事例で概ね60%程度となっている。

瀬戸内海関係地域での実施事例



【施設全体写真】

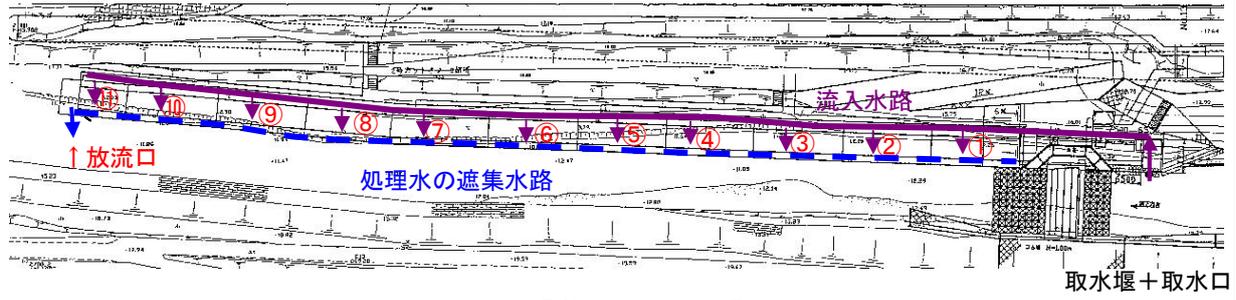


【施設写真】

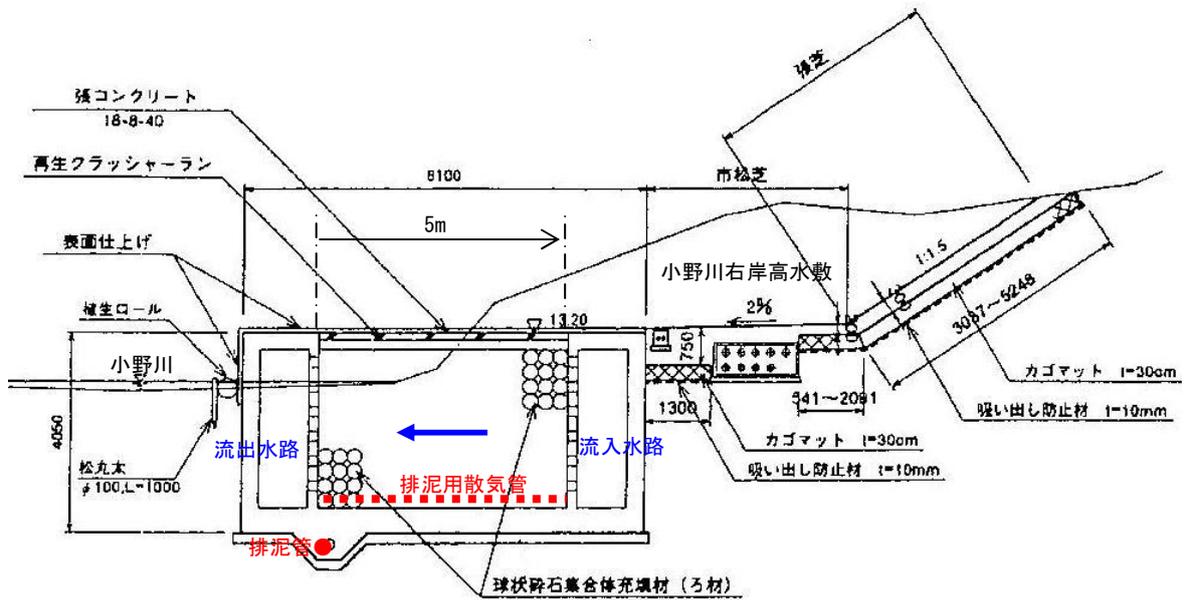


【スクリーン清掃状況】

進捗状況を示すデータ												
項目1									単位	対象地域		
年度												
項目2									単位	対象地域		
年度												
項目3									単位	対象地域		
年度												



【施設平面図】



【施設断面図】

No	12	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 1 - 1 - 工	再掲箇所番号	- - -

施策名	エコポート施策の概要
担当部局	国土交通省港湾局国際・環境課

施策の概要	<p>国土交通省港湾局では、平成6年に策定した「環境と共生する港湾(エコポート)＜新たな港湾環境政策＞」を環境に係る指針として位置づけ、これまで環境保全への取り組みを行ってきた。策定から10年が経過し、港湾環境を取り巻く社会情勢の大きな変化に対応するため、平成15年6月に国土交通大臣から「今後の港湾環境政策の基本的な方向」について、交通政策審議会へ諮問がなされ、交通政策審議会港湾分科会環境部会から、平成17年3月に国土交通大臣へ答申が行われた。答申では、今後の港湾行政について、「港湾の開発・利用と環境の保全・再生・創出を車の両輪として捉え」「『港湾行政のグリーン化』を図っていく」とされ、現在、本答申(港湾行政のグリーン化)を港湾環境政策の指針と位置付け、ますます多様化する環境問題に適切に対応していくとともに、過去に劣化・喪失した自然環境を少しでも取り戻し、港湾のあらゆる機能に環境配慮を取り込んでいく取組を多様な主体と連携・協働しつつ、推進している。</p> <p>(1) 港湾行政のグリーン化の基本理念 ① 自然環境に優しく美しいみなどへ ② 都市と地球の環境に貢献するみなどへ ③ 市民とともに歩むみなどへ</p> <p>(2) 今後の港湾環境政策の基本的な方向 ① 良好な環境の積極的な保全・再生・創出、② 多様化する環境問題への対応、③ 環境施策の実施手法の見直し・充実を3つの柱とし、港湾のあらゆる機能に環境配慮を取り込むこと、即ち、環境配慮の標準化を目指す。</p> <p>(3) 実現に向けた具体的方策 ○ 海域における水環境の改善及び生物多様性の保全等のため、覆砂及び干潟・海浜・藻場等の保全・再生・創出を行う。 ○ 海域環境の保全を図るため、海洋環境整備船により一般海域において、海面に浮遊するごみや油の回収を行う。 ○ 自然・社会教育活動等の場ともなる海浜等の整備を行う。 ○ 多様な生物の生息・生育空間になる港湾緑地の整備を行う。 ○ 循環型社会の形成を促進するため、総合物流静脈拠点港(リサイクルポート)の形成を推進し、海上輸送による効率的な静脈物流ネットワークを構築する。</p>
-------	---

瀬戸内海関係地域での実施事例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 瀬戸内海における干潟・海浜・藻場等の自然再生事業等の実施箇所 尾道糸崎港や広島港等で実施 ○ 瀬戸内海における海洋環境整備船の配置 平成22年2月現在、6隻の配置 ○ 瀬戸内海における港湾緑地の整備 堺泉北港や尼崎西宮芦屋港等で整備を実施 ○ 瀬戸内海におけるリサイクルポートの指定状況 平成18年12月に三島川之江港が指定され、全国で21港(うち瀬戸内海で6港)が指定。
----------------	---

進捗状況を示すデータ																		
項目1											単位	対象地域						
年度																		
項目2											単位	対象地域						
年度																		
項目3											単位	対象地域						
年度																		

○浚渫土砂を活用した干潟造成



【尾道系崎港・百島地区】

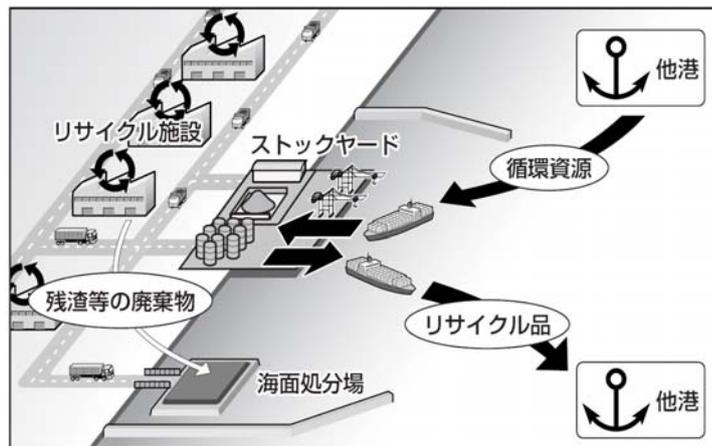
○海洋環境整備船による油・ゴミ回収



【環境整備船「いこま」(神戸港)による浮遊ゴミの回収状況】



○リサイクルポート施策



【リサイクルポート施策のイメージ】



【循環資源取扱支援施設の例(北九州港)】

No	13	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 1 - 1 - 才	再掲箇所番号	- - -

施策名 環境技術実証事業(小規模事業場向け有機性排水処理技術分野)

担当部局 環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室

環境技術実証事業は既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展を促進することを目的とするものであり、平成15年度から開始したものである。

環境省では、平成15年度より5年間試行期間として実証モデル事業を実施。環境技術実証事業はその実績を踏まえ、20年度から本格実施しているもの。

小規模事業場向け有機性排水処理技術分野は平成15年度から本事業の対象技術分野に選定され、平成15からの7年間でべ14実証機関において計26技術が実証された。

環境技術実証事業においては、受益者負担の観点から、技術分野ごとに実証開始から2年間程度を限度として、実証申請者から試験実費を徴収する手数料徴収体制に移行することとされており、小規模事業場向け有機性排水処理技術分野においては平成17年度に体制移行のための検討を行い、平成18年度以降手数料体制において実証をしている。

施策の概要

瀬戸内海関係府県における実施状況は以下の通り。

- 大阪府
平成15、16、18、19、20、21年度に実証機関に選定され、計9技術を実証。
- 広島県
平成15、16年度に実証機関に選定され、計5技術を実証。
- 香川県
平成16年度に実証機関に選定され、2技術を実証。

瀬戸内海関係地域での実施事例

進捗状況を示すデータ														
項目1										単位	対象地域			
年度														
項目2										単位	対象地域			
年度														
項目3										単位	対象地域			
年度														

No	14	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 1 - 2 -	再掲箇所番号	- - -

施策名	ダイオキシン類対策の概要(ダイオキシン類対策特別措置法、海防法)
-----	----------------------------------

担当部局	環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室・水環境課 地球環境局環境保全対策課
------	--

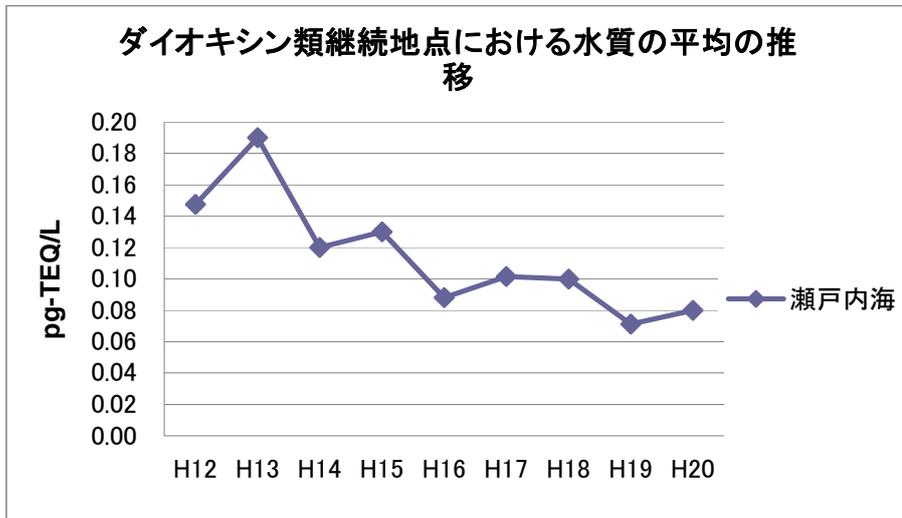
施策の概要	ダイオキシン対策室
	1)ダイオキシン類対策特別措置法は、平成11年7月に公布、平成12年1月15日から施行されている。同法では、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、下記に記載する対策を定めている。
	2)同法では、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準として、耐容一日摂取量(TDI)及び大気、水質(水底の底質を含む。)及び土壌の人の健康を保護する上で望ましいとされる基準(環境基準)を定めている。水質についての環境基準は、年平均値1pg-TEQ/Lが定められている。
	3)同法では、排出ガス及び排出水に関する規制として、特定施設を定め、排出規制を行っている。水質基準対象施設については排水基準値(10pg-TEQ/L)を設け、規制を行っている。
	4)また、同法では、都道府県による常時監視及び特定施設の設置者による測定が定められている。このため、都道府県は汚染の状況を常時監視し、その結果を環境大臣に報告することとなり、平成12年度から全国的に水質の環境調査が実施されている。

瀬戸内海関係地域での実施事例	(1)ダイオキシン類継続調査地点における水質の平均値の推移
	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、平成12年度から全国的に水質の常時監視が実施されている。ダイオキシン類の常時監視が開始された平成12年度におけるダイオキシン類継続調査地点の水質の平均値は瀬戸法対象地域においては0.15pg-TEQ/Lであったが、平成20年度までに0.08pg-TEQ/Lまで低下している。

進捗状況を示すデータ		別添 図参照														
項目1	ダイオキシン類継続調査地点における水質の平均値の推移										単位	pg-TEQ/L	対象地域		瀬戸法対象地域	
年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20							
	0.15	0.19	0.12	0.13	0.09	0.10	0.10	0.07	0.08							
項目2											単位		対象地域		瀬戸法対象地域	
年度																
項目3											単位		対象地域		瀬戸法対象地域	
年度																

ダイオキシン類継続調査地点における水質の平均値の推移

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
瀬戸内海	0.15	0.19	0.12	0.13	0.09	0.10	0.10	0.07	0.08



No	15	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 1 - 2 -	再掲箇所番号	- - -

施策名	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく施策概要
-----	--

担当部局	環境省環境保健部環境安全課
------	---------------

施策の概要	<p>1) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化管法」という。)に基づくPRTR制度は、有害化学物質を環境中へ排出している量や廃棄物としての移動量を事業者自ら把握し、都道府県市を經由して国に毎年度届け出る仕組みであり、平成13年度以降のデータが届け出られている。</p> <p>2) 国は、届出データに加え、届出外データを推計し、毎年度公表している。また、平成21年2月から、個別事業所ごとのPRTRデータを公表している。</p> <p>3) 平成21年2月には、施行後第7回目の届出データの集計・届出外データの推計が公表された。全国約4万1千事業所から届出があり、届出排出量は、243万4千トン、届出移動量は22万3千トン、届出外排出量は29万2千トンであった。</p>
-------	---

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>1) 瀬戸内海地域の各事業所においても、他地域と同様に届出が行われているところ。</p> <p>2) 瀬戸内海地域の平成19年度の各府県の届出事業所数は下記のとおり 京都府 696、大阪府 2,011、兵庫県 1,825、奈良県 362、和歌山県 373、岡山県 958、広島県 1,005、山口県 653、徳島県 317、香川県 446、愛媛県 516、福岡県 1,392、大分県 398</p>
----------------	---

進捗状況を示すデータ														
項目1										単位		対象地域		
年度														
項目2										単位		対象地域		
年度														
項目3										単位		対象地域		
年度														

No	16	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 1 - 3 -	再掲箇所番号	- - -

施策名 油流出事故対策の概要

担当部局 ■海上保安庁警備救難部環境防災課 ●国土交通省港湾局国際・環境課

■海洋への油等排出事故による被害を最小限に抑えるため、船艇・資機材の動員、防除措置等を迅速・的確に実施できる体制の確立に努めているほか、合同訓練の実施等により関係機関との連携の強化を図っている。

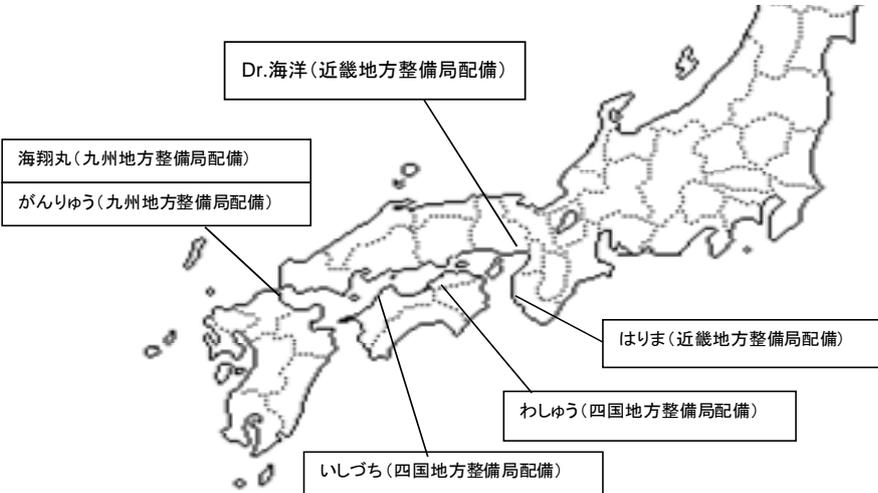
●廃油処理事業について
 1) 廃油処理事業とは、「海洋汚染防止条約」において船舶からの油の排出が原則禁止されていることに対応して、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(以下「海防法」という。)に基づき、船舶の円滑な運航を確保するとともに海洋の汚染を防止するため、船舶内において生じた不要な油(廃油)を受け入れ、適正な処理を行うことを目的とした事業である。

2) 一般の需要に応じて行う廃油処理事業の実施主体は、海防法(第20条第1項)に基づき国土交通大臣等から許可を受けた民間事業者、又は、海防法(第20条第2項)に基づき国土交通大臣に届出をした港湾管理者及び漁港管理者である。その外、自己の所有する船舶で発生した廃油を処理する目的等で、海防法(第34条第1項)に基づき国土交通大臣等に届出をした上、自家用廃油処理施設を設置して廃油の処理を行うことができる。

●船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、瀬戸内海(港湾区域、漁港区域を除く)において、海面に浮遊するごみや油の回収を実施している。(国土交通省港湾局)

■瀬戸内海における油による海洋汚染発生確認件数は下段の通り。

●瀬戸内海における油回収兼用船の配備隻数(平成21年度)は以下のとおり。



瀬戸内海関係地域での実施事例

進捗状況を示すデータ														
項目1	瀬戸内海における油流出事故件数										単位	件	対象地域	瀬戸内海
年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21				
	60	60	79	70	57	66	58	73	82	64				
項目2	瀬戸内海域における油回収兼用船の配備隻数										単位	隻	対象地域	瀬戸内海
年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21				
	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6				
項目3	廃油処理施設数の推移								単位	件	対象地域	瀬戸法対象地域		
年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19						
	46	45	47	46	45	46	44	44						

No	17	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 1 - 3 -	再掲箇所番号	- - -

施策名	大規模石油災害対応体制整備
-----	---------------

担当部局	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課
------	----------------------------

<p>施策の概要</p>	<p>1)タンカー等からの大量の石油流出事故は、いったん発生すると環境等に大きな影響を与える可能性がある。しかし、事故対応の緊急性、十分な油濁防除資機材の保有の限界、環境汚染の広域化等から、地方自治体や民間のみでは体制を整備することが困難であることから、大規模石油流出災害に対応する体制の整備に関する事業への支援を実施。</p> <p>2)本事業は、石油連盟に対し補助金を交付し、同連盟がオイルフェンス、油回収機等の油濁防除資機材基地を設置。大規模石油流出災害が発生した際、災害関係者の要請を受け油濁防除資機材の貸し出し等を行う</p>
--------------	--

<p>瀬戸内海関係地域での実施事例</p>	<p>瀬戸内海における油濁防除資機材基地及び配備資機材</p> <p>(1)基地名 瀬戸内基地 (2)所在地 岡山県倉敷市 (3)開設時期 平成4年9月 (4)配備資機材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定式オイルフェンス Solid 1150(4000m)、Boom Bag(200m) ・充気式オイルフェンス Ro-Boom 1800(500m)、Deep Sea Boom(500m)、Ro-Boom 2200(250m)、Vee Sweep(60m)、Beach Boom(320m) ・油回収機 Tarantula(1基)、Des
-----------------------	---

進捗状況を示すデータ

項目1											単位	対象地域				
年度																
項目2											単位	対象地域				
年度																
項目3											単位	対象地域				
年度																

No	19	再掲No	46、98
該当箇所番号	3 - 1 - 4 -	再掲箇所番号	3 - 3 - 1 - 3 - 17 - -

施策名	大阪湾再生の概要
担当部局	国土交通省近畿地方整備局

施策の概要

I. 行動計画策定の背景と位置付け
 ◆都市の魅力と国際競争力を高めるため自然と共生した都市再生が必要。
 ◆都市再生プロジェクト(第三次決定、H13.12)に「海の再生」が位置付け。
 ◆H15.7.28、関係省庁及び関係地方公共団体等が「大阪湾再生推進会議」を設置し、大阪湾再生の行動計画策定に向けた取り組み。
 ※大阪湾再生推進会議構成機関:内閣官房、国土交通省、農林水産省、経済産業省、環境省、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、神戸市、(財)大阪湾ベイエリア開発推進機構
 ◆H16.3.26 「大阪湾再生行動計画」を策定。
 ◆H16年度以降、毎年の実施状況についてフォローアップを実施。
 ◆平成H19.3 行動計画策定後3箇年の取組状況、目標の達成状況について「中間評価」を実施。
 ◆H19.12 大阪湾再生シンポジウム 3箇年の活動状況を報告。
 ◆H21.3 「大阪湾再生行動計画」の改訂。

II. 大阪湾再生に向けての目標
 目標:「森・川・海のネットワークを通じて、美しく親しみやすい豊かな「魚庭(なになわ)の海」を回復し、京阪神都市圏として市民が誇りうる「大阪湾」を創出する」

◆大阪湾再生に向け、関係省庁及び関係地方公共団体等が連携して改善に取り組む。
 ◆残された貴重な自然環境の保全を図りつつ、陸域の汚濁負荷量の削減、海域の浄化対策など、海の水質改善を図り、多様な生物が生息する健全な生態系を回復し、美しく親しみやすい水環境となるよう、森・川・海のネットワークを通じて総合的な取組みを図る。
 ◆目標の達成状況を評価するため、「多様な生物の生息・生育」と「人と海との関わり」という2つの観点から、それぞれに望ましい「質の改善」及び「場の整備」に係る具体的な目標を設定。

「1」 大阪湾再生に係る具体的な目標及び指標

具体的な目標	指標
年間を通して底生生物が生息できる水質レベルを確保する	底層DO ・5mg/L以上(当箇所は3mg/L以上)
海域生物の生息に重要な場を再生する	干潟、藻場、浅場等の面積 砂浜、磯浜等の延長
人々の観水活動に適した水質レベルを確保する	表層ODD ・散策、展望:5mg/L以下 ・潮干狩り:3mg/L以下 ・潮水浴:2mg/L以下 ・ダイビング:1mg/L以下
人々が快適に海にふれ合える場を再生する	自然的な海岸線延長
臨海部での人々の憩いの場を確保する	臨海部における海に面した緑地の面積
ごみのない美しい海岸線・海域を確保する	浮遊ごみ、漂着ごみ、海底ごみ

※必要に応じ、大阪湾全体に共通した具体的な目標や指標とは別に、個別エリアについて、特性に応じた具体的な目標及び指標を設定

瀬戸内海関係地域での実施事例

III. 重点エリア
 ◆大阪湾再生の目標は大阪湾全体での達成が望ましく、大阪湾及びその集水域全体での取り組みが必要。このうち、水質汚濁の状況、親水性などを考慮しつつ、再生への課題が多く、かつ改善する点が多い(概ね神戸市須磨区～大阪府貝塚市の範囲)を特に重点的に再生を目指す「重点エリア」と設定。



図-1 重点エリア

IV. 計画期間
 ◆平成16年度から10年間を計画期間とする。

進捗状況を示すデータ										
項目1									単位	対象地域
年度										
項目2									単位	対象地域
年度										
項目3									単位	対象地域
年度										

【実証実験・社会実験の例】

- 人工干潟創造実証実験（阪南2区）
- 大阪湾ダイビングスポット社会実験（りんくうタウン沖）
- 下水処理水の植生浄化実験（南大阪湾岸流域下水道）
- コンブ養殖実証実験・社会実験（浜寺水路）

人工干潟創造実証実験



大阪湾ダイビングスポット社会実験



下水処理水の植生浄化実験



コンブ養殖実証実験・社会実験



No	20【新規】				再掲No	
該当箇所番号	1	-	4	-	再掲箇所番号	-

施策名	高度な栄養塩管理のあり方検討					
-----	----------------	--	--	--	--	--

担当部局	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室					
------	------------------------	--	--	--	--	--

施策の概要	<p>瀬戸内海においては、瀬戸内海環境保全臨時措置法(昭和48年)が施行され、その後、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、昭和54年にはCODの水質総量削減が開始され、平成13年にはその対象項目として窒素とりんが追加された。その結果、昭和40年代後半から50年代始めにかけて年間200件から300件程度発生していた赤潮については、それ以降減少してきたが、依然、年間100件程度発生しており、汚濁負荷量が削減され水質の改善が見られる海域でも、赤潮による漁業被害が引き続き発生する海域が存在する。一方で、栄養塩類の不足による海苔の色落ちの発生も指摘されている。</p> <p>しかしながら、そのメカニズムが十分に分かっていないことから、その解明に向けた総合的な調査研究を進めるとともに、特に窒素、りんの環境基準が達成されている海域においては、栄養塩類の管理について検討を進める必要がある。</p> <p>このことから、瀬戸内海における地域の実情に応じた栄養塩類の循環バランスの回復・向上に資する高度な栄養塩類の管理に向けて調査研究が必要な事項等を検討する。</p>					
	<p>(1)調査研究計画 瀬戸内海において高度な栄養塩類管理を実施するために今後調査研究すべきテーマ及び個別の調査研究項目を選定し、調査研究計画として取りまとめるとともに、調査研究計画の実施に必要な方策を検討する。</p> <p>(2)モデル調査計画 (1)で取りまとめた調査研究計画の中から、具体的な海域におけるモデル調査を実施することが望ましい課題を選定し、その調査検討を実施するためのモデル調査計画を作成する。</p>					

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>(1)調査研究計画 瀬戸内海において高度な栄養塩類管理を実施するために今後調査研究すべきテーマ及び個別の調査研究項目を選定し、調査研究計画として取りまとめるとともに、調査研究計画の実施に必要な方策を検討する。</p> <p>(2)モデル調査計画 (1)で取りまとめた調査研究計画の中から、具体的な海域におけるモデル調査を実施することが望ましい課題を選定し、その調査検討を実施するためのモデル調査計画を作成する。</p>					
----------------	--	--	--	--	--	--

進捗状況を示すデータ

項目1									単位		対象地域				
年度															
項目2									単位		対象地域				
年度															
項目3									単位		対象地域				
年度															

No	21	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 2 - 1 -	再掲箇所番号	- - -

施策名	瀬戸内海国立公園の見直しの概要
-----	-----------------

担当部局	環境省自然環境局国立公園課
------	---------------

施策の概要	<p>1) 自然公園法(昭和32年6月1日法律第161号)では、わが国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地について、国立公園に指定することとしている。</p> <p>2) 国立公園は全国に29公園が指定されており、総面積は約209万ha、国土面積の約5.5%を占めている。</p> <p>3) 国立公園では、その保護及び適正な利用の増進を図るため、各公園ごとに公園の保護又は利用のための規制や施設に関する公園計画を定め、環境省がその管理を行っている。</p> <p>4) 公園を取り巻く社会状況の変化に対応するため、全国の国立公園について、順次、公園区域及び公園計画の見直しを進めている。</p>
-------	--

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>1) 瀬戸内海国立公園は、昭和9年に指定された我が国で最初の国立公園の1つである。現在は、大阪、兵庫、和歌山、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡、大分にまたがり、面積は約7万haである。</p> <p>2) 平成12年以降、六甲・淡路地域(点検・平成13年3月30日告示)、岡山県地域(点検・平成15年8月20日告示)、愛媛県地域(再検討・平成17年3月28日告示)、山口県地域(点検・平成18年1月19日告示)の4地域において、公園計画の見直しを実施している。</p> <p>3) 基礎データ(別シート参照)</p>
----------------	---

進捗状況を示すデータ															
項目1										単位		対象地域			
年度															
項目2										単位		対象地域			
年度															
項目3										単位		対象地域			
年度															

利用者数の多い国立公園(上位10公園)

順位	公園名	平成19年利用者数 (千人)	国立公園全体に占める 利用者数の割合 (%)	平成18年 順位
1	富士箱根伊豆	105,866	29.89	1
2	瀬戸内海	39,732	11.22	2
3	上信越高原	27,090	7.65	3
4	阿蘇くじゅう	24,408	6.89	4
5	日光	18,550	5.24	5
6	秩父多摩甲斐	15,525	4.38	6
7	支笏洞爺	14,144	3.99	7
8	霧島屋久	11,052	3.12	9
9	伊勢志摩	10,323	2.91	8
10	中部山岳	10,001	2.82	10
	上位10国立公園の合計	276,691	78.1	
	29国立公園全体の合計	354,232	100.0	

瀬戸内海国立公園の基礎データ(平成21年末)

総面積	特別地域						計	%	普通地域	%	
	特別 保護地区	%	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域	第1～3種 小計					%
66,934	953	1.4	4,700	31,034	7,519	43,253	64.6	44,206	66.0	22,728	34.0

1. 松くい虫防除対策の取組事例

奈多海岸の松林



平成14年度被害状況



地元による抵抗性松植樹活動



場所:大分県杵築市

2. 国有林における森林景観の保全の取組事例

シダ刈取調査区域を設定し、コシダとウラジロの繁茂が樹木の更新に及ぼす影響調査を実施中



世界文化遺産「厳島神社」の緩衝帯となっている宮島国有林の遠景



場所:広島県佐伯郡宮島町 宮島国有林

No	24	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 2 - 2 -	再掲箇所番号	- - -

施策名	森林法に基づく保安林および林地開発許可制度の概要
担当部局	農林水産省林野庁森林整備部治山課

1) 保安林制度
 保安林制度は、森林法に基づき水源のかん養、災害の防備等森林の有する公益的機能上重要な森林を農林水産大臣又は都道府県知事が保安林に指定し、その保全を図るものである。

保安林については、開発行為に伴う保安林以外への転用は厳しく規制されている。また、保安林内における立木の伐採及び土地の形質の変更等の行為については、都道府県知事の許可制であり、保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼす場合は許可されない。

2) 林地開発許可制度
 林地開発許可制度は、森林において開発行為を行う場合に、一定規模を超える開発行為を都道府県知事の許可制とし、開発の対象となる森林の有する公益的機能を阻害しないよう開発行為の適正化を図るものである。

具体的には、地域森林計画対象森林(保安林等を除く。)における1ヘクタールを超える開発行為については、土砂の流出等の災害の発生、水害の発生、水の確保への著しい支障又は環境の著しい悪化のおそれがある場合に、許可されない。

瀬戸内海関係地域での実施事例

保安林に指定され、保全されている例



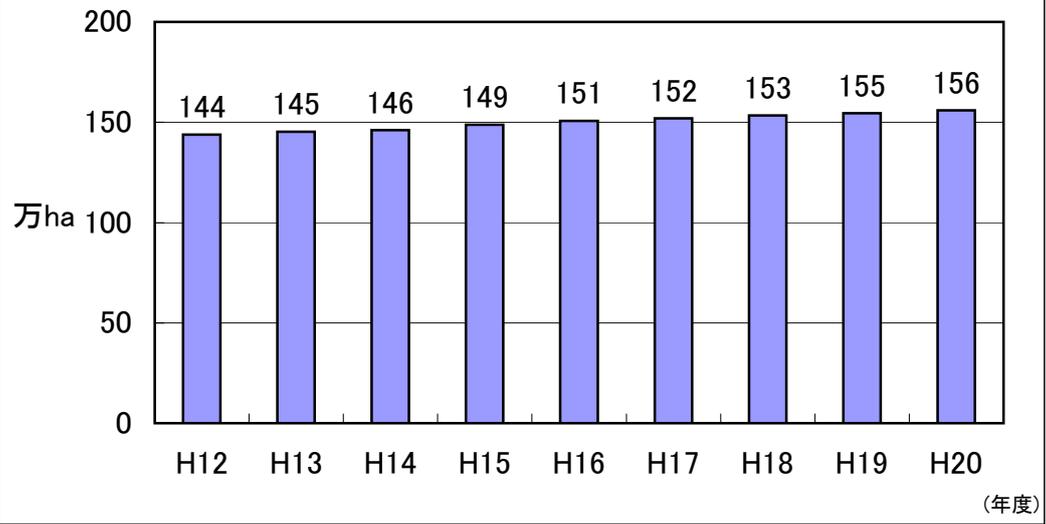
土砂流出防備・保健保安林(兵庫県神戸市)



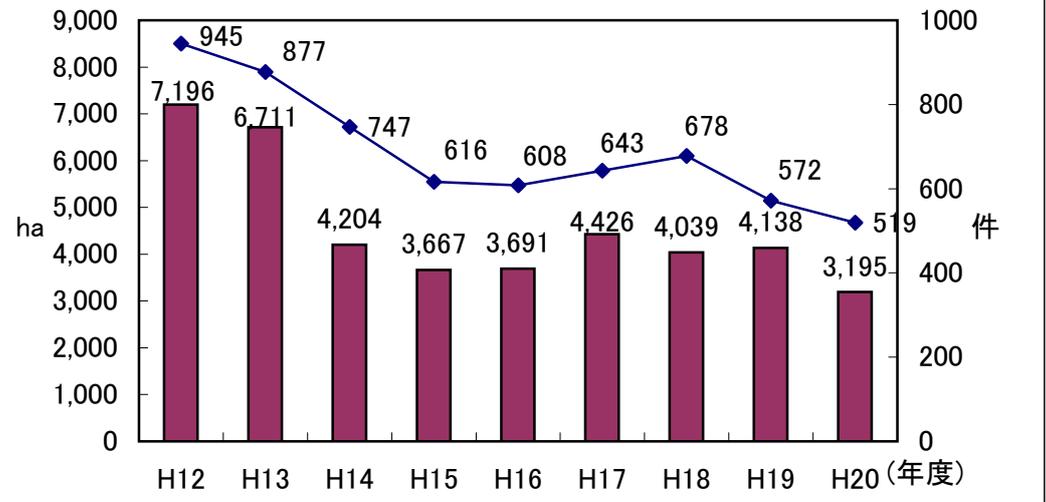
魚つき保安林(兵庫県淡路市)

進捗状況を示すデータ														
項目1	保安林の実面積の推移(関係府県)									単位	万ha	対象地域		
年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20					
		144	145	146	149	151	152	153	155					
項目2	林地開発許可制度により許可または連絡調整された開発行為の推移(全国)									単位	件	対象地域		
年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20					
		945	877	747	616	608	643	678	572					
項目3										単位		対象地域		
年度														

保安林の実面積の推移(関係府県)



林地開発許可制度により許可または連絡調整された
開発行為の推移(全国)



No	25					再掲No	なし				
該当箇所番号	3	-	2	-	2	-	再掲箇所番号	-	-	-	

施策名	瀬戸内海における港湾緑地の整備事例										
-----	-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

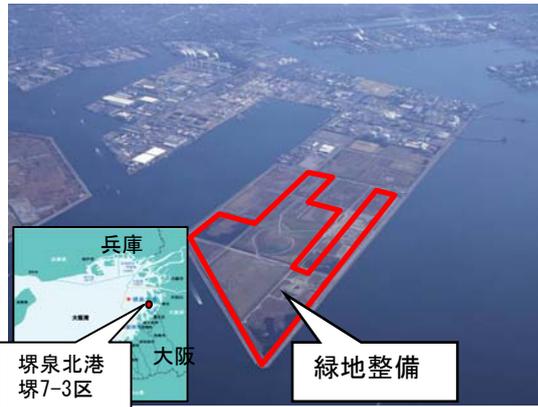
担当部局	国土交通省港湾局国際・環境課										
------	----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

施策の概要	<p>港湾においては、美しい景観を形成し、市民にうるおいと安らぎを提供する機能を有するとともに、生物多様性の確保にも資する緑地の保全・創出を行い、港湾空間の良好な環境実現を図っている。</p>										
	<p>瀬戸内海関係地域での実施事例</p>										

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>①堺泉北港(堺第7-3区) 共生の森構想に沿って、良好な海辺環境や自然環境の創出・再生に配慮した緑地の整備を行っている。</p>										
	<p>②尼崎西宮芦屋港(尼崎地区) 尼崎の21世紀の森づくりを先導し、森と水と人が共生するまちづくりの拠点として整備を行っている。</p>										
	<p>③徳山下松港(徳山地区) 徳山地区のシンボリックな緑地として親水性を備えた海や港とふれあえる市民の交流箇所及び周辺の雄大な眺めが展望可能な緑地空間の創造等を目的とし、総合的な港湾緑地の整備を行っている。</p>										
	<p>④高松港(朝日地区) 朝日地区において、親水・海洋性レクリエーション需要のニーズに対応するとともに、耐震岸壁に隣接した防災拠点としての機能を果たす緑地の整備を行っている。</p>										
	<p>⑤別府港(餅ヶ浜地区) 本緑地は、餅ヶ浜地区のシンボリックな緑地と位置づけられ、前面の高潮対策事業(直轄海岸)と一体的な整備を行うことにより、市民と港湾とのふれあいの場の創出を図るとともに、広く地域の人々が海辺に親しまれる親水緑地として市民の交流機会の増加を図るために整備している。</p>										

進捗状況を示すデータ																		
項目1											単位	対象地域						
年度																		
項目2											単位	対象地域						
年度																		
項目3											単位	対象地域						
年度																		

①堺泉北港(堺第7-3区)



②尼崎西宮芦屋港(尼崎地区)



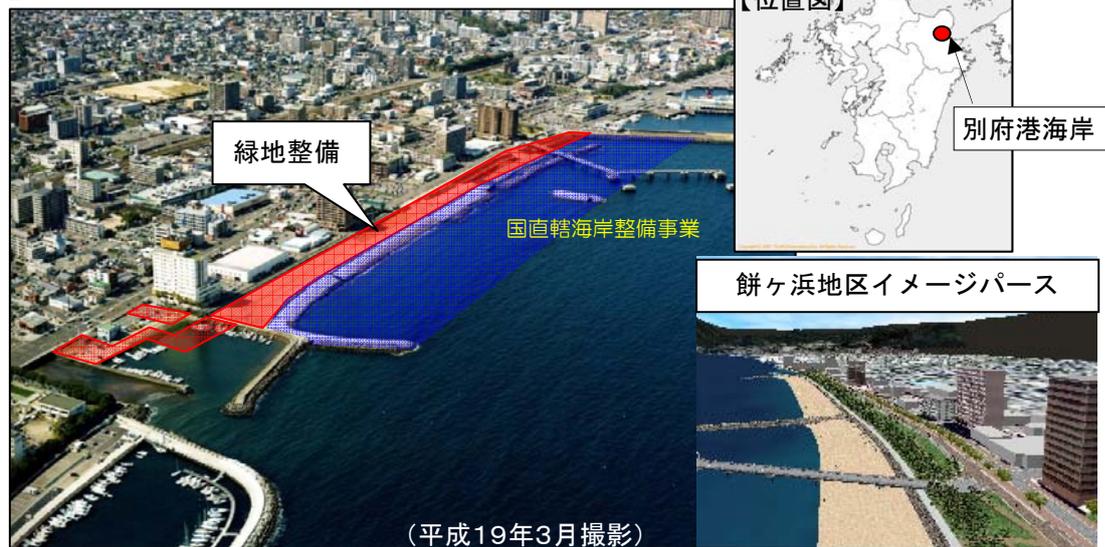
③徳山下松港(徳山地区)



④高松港(朝日地区)



⑤別府港(餅ヶ浜地区)



瀬戸内海沿岸部における文化財指定等一覧

重要伝統的建造物群保存地区	京都市産寧坂伝統的建造物群保存地区	京都府京都市	1976.9.4
	京都市祇園新橋伝統的建造物群保存地区	京都府京都市	1976.9.4
	京都市嵯峨島居本伝統的建造物群保存地区	京都府京都市	1979.5.21
	京都市上賀茂伝統的建造物群保存地区	京都府京都市	1988.12.16
	南丹市美山町北伝統的建造物群保存地区	京都府南丹市	1993.12.8
	伊根町伊根浦伝統的建造物群保存地区	京都府伊根町	2005.7.22
	与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区	京都府与謝野町	2005.12.27
	富田林市富田林伝統的建造物群保存地区	大阪府富田林市	1997.10.31
	神戸市北野町山本通伝統的建造物群保存地区	兵庫県神戸市	1980.4.10
	篠山市篠山伝統的建造物群保存地区	兵庫県篠山市	2004.12.10
	豊岡市出石伝統的建造物群保存地区	兵庫県豊岡市	2007.12.4
	橿原市今井町伝統的建造物群保存地区	奈良県橿原市	1993.12.8
	宇陀市松山伝統的建造物群保存地区	奈良県宇陀市	2006.7.5
	湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区	和歌山市湯浅町	2006.12.19
	高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区	岡山県高梁市	1977.5.18
	倉敷市倉敷川畔伝統的建造物群保存地区	岡山県倉敷市	1979.5.21
	竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区	広島県竹原市	1982.12.16
	呉市豊町御手洗伝統的建造物群保存地区	広島県呉市	1994.7.4
	柳井市古市金屋伝統的建造物群保存地区	山口県柳井市	1984.12.10
	萩市堀内地区伝統的建造物群保存地区	山口県萩市	1976.9.4
	萩市平安古地区伝統的建造物群保存地区	山口県萩市	1976.9.4
	萩市浜崎伝統的建造物群保存地区	山口県萩市	2001.11.14
	美馬市脇町南町伝統的建造物群保存地区	徳島県美馬市	1988.12.16
	東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区	徳島県三好郡東祖谷山村	2005.12.27
	丸亀市塩飽本島町笠島伝統的建造物群保存地区	香川県丸亀市	1985.4.13
	内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区	愛媛県喜多郡内子町	1982.4.17
	西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区	愛媛県西予市	2009.12.8
	朝倉市秋月伝統的建造物群保存地区	福岡県朝倉市	1998.4.17
	うきは市筑後吉井伝統的建造物群保存地区	福岡県うきは市	1996.12.10
	八女市八女福島伝統的建造物群保存地区	福岡県八女市	2002.5.23
黒木町黒木伝統的建造物群保存地区	福岡県黒木町	2009.6.30	
日田市豆田町伝統的建造物群保存地区	大分県日田市	2004.12.10	

No	31				再掲No	なし				
該当箇所番号	3	-	2	-	4	-	再掲箇所番号	-	-	-

施策名	漁場漂流物対策の推進									
-----	------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

担当部局	農林水産省水産庁増殖推進部漁場資源課									
------	--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

施策の概要	漁業者が漁業活動中に回収した漂流物の処理への支援を行うことにより、広域的な漁場環境の保全を推進するため、平成19年度から漁場漂流物対策推進事業を実施。									

瀬戸内海関係地域での実施事例	大阪湾及び紀伊水道海域において、漁業者が漁業活動中に回収したゴミの処理への支援を実施(大阪府と徳島県の2団体連携)									

進捗状況を示すデータ															
項目1										単位		対象地域			
年度															
項目2										単位		対象地域			
年度															
項目3										単位		対象地域			
年度															



漁場漂流ゴミの状況



分別作業の手間や破網等による漁業活動への支障



漁場で回収した漂流物の処理状況